

改正

平成19年6月29日条例第36号

川口市防犯のまちづくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯のまちづくり（犯罪を防止するための施策の推進及び環境の整備をいう。以下同じ。）に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりに関する基本事項を定め、併せて善良な風俗環境の保持を図ることにより、すべての市民が平穩に、かつ、安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、防犯のまちづくりを推進するため、警察その他の関係機関と連携し、次に掲げる事項を基本として施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚に関すること。
- (2) 自主防犯活動の支援に関すること。
- (3) 防犯環境設計に配慮した施設等の普及の促進に関すること。
- (4) 自主的な防犯活動の推進のため必要な情報の提供に関すること。

(市民の責務)

第3条 市民は、自らの安全の確保に努めるとともに、声かけ、清掃その他の活動を行うことにより地域の防犯環境の向上に努めるものとする。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、自らの安全の確保に努めるとともに、施設周辺の巡回、清掃その他の活動を行うことにより地域の防犯環境の向上に努めるものとする。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第5条 市は、防犯のまちづくりを推進するため、市、市民、事業者及び関係機関が意見を交換し、及び相互に協力することができる体制を整備するものとする。

(性風俗営業への場所提供の禁止)

第6条 何人も、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第28条第1項の規定又は同条第2項の規定に基づく風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年埼玉県条例第47号）第9条の規定により禁止されている営業の用に供する場所を提供してはならない。

(迷惑ビラ等の除却及び廃棄)

第7条 何人も、埼玉県迷惑行為防止条例（昭和38年埼玉県条例第47号）第11条第2項の規定に違反して、はり付けその他の方法により掲示され、又は配置された迷惑ビラ等が、ビラ、はり紙又ははり札（紙製のもので、針金、ひも等により容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものに限る。以下この項において同じ。）であるときは、その違反に係るビラ、はり紙又ははり札を除却し、及び廃棄することができる。

2 市長は、前項の規定による除却及び廃棄が適切に行われるよう、講習の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第36号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。